

随意契約理由書

件名	本山第三小学校仮設教室借上		
契約の相手方	東海リース株式会社 神戸支店		
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および第6号に該当		
随意契約の理由	<p>本山第三小学校では、平成31年度に上記業者より仮設校舎(図書室)を借り上げているが、同校は既存校舎に余裕がないため、令和2年度も図書室を仮設校舎で対応せざるを得ない。</p> <p>したがって、引き続き仮設校舎を借り上げる必要があるが、既に供用を開始している仮設校舎を現状のまま使用することで、新たな仮設校舎建設費及び既設校舎の撤去・解体に伴う工事費用や工事期間が不要となる。ゆえに、競争入札と比べ効率的かつ有利に仮設校舎の使用ができる。よって、上記業者と随意契約を締結する。</p>		
担当部署 (問合せ先)	教育委員会事務局 学校支援部 学校環境整備課 計画係 (電話番号 078-984-0690)		